

令和6年

# 厚生委員会会議録

とき 令和6年6月10日

品川区議会

令和6年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和6年6月10日（月） 午後1時00分～午後2時41分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員	委員長 松永よしひろ	副委員長 石田秀男
	委員 渡辺ゆういち	委員 若林ひろき
	委員 ひがしゆき	委員 鈴木ひろ子
	委員 筒井ようすけ	委員 やなぎさわ聡

出席説明員	新井副区長	寺嶋福祉部長
	東野福祉計画課長	佐藤障害者施策推進課長
	松山障害者支援課長	菅野高齢者福祉課長
	檜村高齢者地域支援課長	豊嶋生活福祉課長 (生活支援臨時給付金担当課長兼務)
	阿部健康推進部長 (品川区保健所長兼務)	遠藤健康推進部次長 (品川区保健所次長兼務) (地域医療連携課長事務取扱)
	若生健康課長	赤木生活衛生課長
	五十嵐参事 (品川区保健所保健予防課長事務取扱)	石橋品川区保健所品川保健センター所長
	福地品川区保健所大井保健センター所長	三ツ橋品川区保健所荏原保健センター所長
	池田国保医療年金課長	

○午後1時00分開会

○松永委員長

ただいまより、厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、幹部職員紹介、事務事業概要およびその他を予定しております。

なお、その他におきましては、所管事務調査および行政視察についてのご案内を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日も効率的な委員会運営にご協力をお願いいたします。

---

1 幹部職員紹介

○松永委員長

それでは、予定表1の幹部職員紹介を議題に供します。

実質的には、今回が初めての委員会でございますので、改めて委員、理事者の皆様より自己紹介をお願いいたします。

では、初めに、委員長の私からご挨拶をさせていただきます。

厚生委員会の委員長を務めさせていただきます松永よしひろです。どうぞよろしくお願いいたします。

○石田（秀）副委員長

副委員長の石田でございます。よろしくお願いいたします。

○渡辺委員

自民党・無所属の会会派、渡辺ゆういちです。よろしくお願いいたします。

○若林委員

公明党の若林でございます。よろしくお願いいたします。

○ひがし委員

しながわ未来のひがしゆきです。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員

共産党の鈴木ひろ子です。よろしくお願いいたします。

○筒井委員

品川改革連合の筒井ようすけです。どうぞよろしくお願いいたします。

○やなぎさわ委員

無所属のやなぎさわ聡です。昨年につき、よろしくお願いいたします。

○新井副区長

本委員会に出席させていただきます副区長の新井でございます。よろしくお願いいたします。

○寺嶋福祉部長

福祉部長、寺嶋でございます。よろしくお願いいたします。

○東野福祉計画課長

福祉計画課長、東野です。よろしくお願いいたします。

○佐藤障害者施策推進課長

障害者施策推進課長、佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

○松山障害者支援課長

障害者支援課長の松山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅野高齢者福祉課長

高齢者福祉課長の菅野です。よろしくお願いいたします。

○樫村高齢者地域支援課長

高齢者地域支援課長の樫村でございます。よろしくお願いいたします。

○豊嶋生活福祉課長

生活福祉課長、豊嶋でございます。よろしくお願いいたします。

○阿部健康推進部長

健康推進部長兼保健所長の阿部でございます。よろしくお願いいたします。

○遠藤健康推進部次長

健康推進部次長、品川区保健所次長の遠藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○若生健康課長

健康課長、若生でございます。よろしくお願いいたします。

○赤木生活衛生課長

生活衛生課長、赤木でございます。よろしくお願いいたします。

○五十嵐保健予防課長

保健予防課長、五十嵐でございます。よろしくお願いいたします。

○石橋品川保健センター所長

品川保健センター所長、石橋です。よろしくお願いいたします。

○福地大井保健センター所長

大井保健センター所長、福地と申します。よろしくお願いいたします。

○三ツ橋荏原保健センター所長

荏原保健センター所長、三ツ橋でございます。よろしくお願いいたします。

○池田国保医療年金課長

国保医療年金課長、池田でございます。よろしくお願いいたします。

○松永委員長

それぞれありがとうございました。

なお、事務局からは、深井書記と三澤書記が当委員会の事務に当たりますので、よろしくお願いいたします。

このメンバーで1年間、実りある委員会にしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

---

## 2 事務事業概要

(1) 福祉部

(2) 健康推進部・品川区保健所

○松永委員長

次に、予定表2の事務事業概要を議題に供します。

進め方でございますけれども、予定表に記載してあるとおり、(1)の福祉部、(2)の健康推進部・品川

区保健所の順に一括して説明していただき、その後に質疑に移りたいと思います。

なお、事務事業概要につきましては、例年にならい、新しい委員で構成される最初の委員会で、各所管の事務について概要説明を受けるものであります。

したがいまして、具体的な質疑につきましては、今後の報告事項等の案件の中で行っていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、福祉部からご説明願いたします。

#### ○寺嶋福祉部長

それでは、初めに、福祉部の事務事業概要をご説明させていただきます。

まず、資料をご覧ください。

全体といたしましては、まず1ページに、福祉部の組織図を記載させていただいております。

続きまして、おめくりいただきますと、3ページから6ページに、各課の事務分掌を記載してございます。

この後、所管課長より各事務事業のご説明をさせていただきます。かなりの事業量になりますので、効率的にご説明させていただくために、基本的には記載のとおりとさせていただきますと思いますが、区民の方から関心の高い事業等、特に強調したいものについてのみ、口頭で説明を加えさせていただきますと思っております。よろしくお願いたします。

#### ○東野福祉計画課長

それでは、ここから課ごとにご説明をさせていただきます。

福祉計画課です。

福祉計画課は、1ページの組織図に記載のとおり、5つの係で事務事業を行っております。

また、法人への派遣者も含まれております。

2ページにまいりまして、職種別職員配置状況をご覧ください。

ここで訂正がございます。

表の欄外のところ、さくら会1人の後に、福栄会1人を追記願いたします。申し訳ございません。

おめくりいただきまして、福祉計画課の3ページをお開きください。

主な事業、重点的に取り組んでいる事業についてご説明をいたします。

第1、高齢者安否確認事業の1、救急通報システムでは、高齢者見守りの拡大の観点から、本年4月より自己負担金を無償化いたしました。

5ページにまいりまして、第2、高齢者福祉施設整備です。

小山台住宅等跡地複合施設整備では、令和6年度は実施設計を進めるとともに、現在、指定管理者候補者予定者の公募手続の準備を進めているところでございます。

八潮南特養につきましては、実施設計が終わりまして、今年度より工事に着手いたします。

また、指定管理者候補者の公募手続も併せて行います。

東大井三丁目特別養護老人ホームにつきましては、東京都の事業であるため、事務事業概要には記載してありませんが、本年10月に建設工事に着手予定でございます。本日、机上配付させていただきました中高層建築に関する住民説明会のお知らせがございますので、ご覧ください。工事前には改めて工事説明会を行う予定としております。

7ページにまいりまして、第4、地域福祉推進費の2、支え愛・ほっとステーション事業では、18ページのフリースペース「よりみち」などの開催も含めまして、地域における福祉の相談や場の提供等

の事業を展開しております。

9ページにまいりまして、4、重層的支援体制整備事業では、地域住民の複雑化、複合化した課題に対応するため、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に進めてきております。品川区が目指す重層事業は、それぞれの相談拠点の強みを生かしつつ、十分に連携が図れるような機能連携型の包括的相談支援体制でございます。令和7年度の本格実施に向けまして、今年度は仕組みの構築とともに、研修等による周知を行ってまいります。

10ページ、孤独・孤立対策推進事業です。

孤独・孤立対策につきましては、昨年度より重層事業と合わせた取組を開始してございます。今年度は、4月に施行された孤独・孤立対策推進法に定める地域協議会の設立や孤独・孤立を抱える潜在層へのアウトリーチの検討、シンポジウムの開催などを行ってまいります。

次に、第5、民生委員活動の12ページにまいりまして、4、高齢者相談事業では、3年ごとに行うひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等の調査費用も含まれております。

また、5、民生委員活動支援では、今年度よりスーパーバイザーを置きまして、各民生委員からの相談に対応をしております。

次に、1つ飛んで第7、医療連携の促進では、16ページにまいりまして、5、医療と介護ケアの意思決定支援事業で、ACPの区民への周知を行ってまいります。

その他、庶務担当課として、各課の取りまとめなど、福祉部の他課に属さない事業につきましては福祉計画課が行っております。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

私からは、障害者施策推進課につきまして、主な事業をご説明いたします。

障害者施策推進課は、高齢者地域支援課の後、全体の149ページ辺りで後半のところにあります。

それでは、障害者施策推進課の3ページをご覧ください。

1の障害者計画等策定・推進についてです。

令和6年度から新たな3計画がスタートいたしました。

内容につきましては、「自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ」を基本理念として、3ページから4ページにかけて、基本方針や施策体系などを掲載しております。

計画期間は、障害者計画が6年間、障害福祉計画と障害児福祉計画が3年間となっております。

なお、計画につきましては、5ページにお進みいただきまして、(5)障害者計画等の推進ということで、障害福祉計画等推進委員会を開催いたしまして、進捗状況の検証や分析・評価を得まして、施策の推進、サービスの向上を図ってまいります。

続きまして、2の障害者差別解消推進についてです。

障害者差別解消支援地域協議会を開催しまして、障害者差別等の事例の共有や関係各所との連携を強めてまいります。

また、区では、既に障害者差別解消推進本部を設置しており、今後も全庁を挙げて、不当な差別的取扱いの排除や合理的配慮の提供等に取り組むべく、職員への研修やハンドブックの作成などにより普及啓発を実施してまいります。

最後、7ページにお進みいただきまして、第3の障害者福祉施設等整備費についてのご説明です。

ご承知のように、この4月には出石つばさの家がオープンしたところですが、令和6年度につきましては、表に記載したような整備を進めてまいります。

大原児童発達支援センター、小山七丁目のグループホームについては、令和7年度の開設に向けての整備、そのほか小山台住宅等跡地や八潮南特別養護老人ホーム等増改築に伴う重症心身障害者通所事業所の移転・拡張、また、予算計上がないためここに記載はありませんが、戸越四丁目のグループホームの整備も進めているところでございます。

また、民間事業者による障害者グループホームの施設整備費の助成については、セミナーや個別相談会の開催など、制度の周知強化を図ってまいります。

## ○松山障害者支援課長

私からは、障害者支援課の事務事業につきまして、主な事業をご説明いたします。

障害者施策推進課の次のページが障害者支援課になります。

障害者支援課の4ページをご覧ください。

障害者週間、記念のつどいですが、12月7日にきゅりあんで開催予定です。

その下の障害者まつり、いわゆる福祉まつりですが、9月28日に中小企業センターで開催予定でございます。また、スポーツ推進課が主催のパラスポーツチャレンジデーと同日開催の予定でございます。

いずれもご案内ができましたら、厚生委員会の委員の皆様へ個別にご案内させていただきます。

5ページでございます。

手話の理解促進です。

各種講座に加えまして、2025年デフリンピック大会に向け、スポーツ推進課とともにイベントを開催するなど機運醸成を図ってまいります。

続きまして、10ページをご覧ください。

中段の重度障害者等就労支援特別事業は新規事業でございます。自営や企業等で働く重度障害者の方の通勤や職場における移動、身体介護などを介護事業者が行うことで就労を支援してまいります。

また、子育て支援の観点から、少し飛びます、12ページの補装具、あるいは17ページの日常生活用具、中等度難聴児支援発達事業について、障害のあるお子さんの所得制限を撤廃いたします。

飛びまして、23ページの下段になります。

福祉タクシー・自動車燃料費助成でございます。

自動車燃料費助成券を増額し、福祉タクシー券と共通券化することで利便性の向上を図ってまいります。

27ページでございます。

障害者救急代理通報システムです。

自己負担の無償化と、対象者につきまして、難病で国や東京都の手当を受給中の方と、人工呼吸器を使用し常時介護が必要な方を追加し、範囲を拡大いたしました。

40ページでございます。

超短時間雇用促進事業でございます。

今年度から、障害者就労支援センターに超短時間雇用コーディネーターを配置いたしまして、本格稼働してまいります。

43ページでございます。下段になります。

区立出石つばさの家、定員16人のグループホームで、4月に開設いたしました。現在、入居希望者の方と指定管理者が面談後、必要に応じて体験利用をしていただき、順次、入居に向けた手続を進めているところでございます。

46ページになります。医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業、新規事業でございます。

区内に配置しておりますコーディネーターがご相談に応じ、ケアプラン作成やサービス調整等を行い、ライフステージを通じた支援を行ってまいります。

その下の障害福祉職員居住支援手当と、福祉人材確保支援事業は新規事業でございます。

これらの事業によりまして、担い手となる福祉人材の確保や定着に努めてまいります。

## ○菅野高齢者福祉課長

それでは、私から、高齢者福祉課のほうに移りますので、すみません、またページを戻っていただくような形になりますので、高齢者福祉課のところまでお戻りいただければと思います。福祉計画課の次です。かなり前のほう。

それでは、私から、高齢者福祉課所管の主な事務事業についてご説明をいたします。

まず、3ページをご覧ください。

介護保険施策の考え方と課題、(1)高齢者の人口です。表をご覧くださいければと思います。

令和6年4月1日現在、65歳以上の高齢者人口は8万850人で、前年より300人の減となっております。

高齢化率は19.71%で、前年より0.26ポイント下がっております。

一方、表の一番下の行、75歳以上のところですが、4万6,120人となっております、前年より1,141人増えております。人口に占める75歳以上の人口も11.24%で、前年より0.17%増加しています。高齢者人口の半数以上、57%を75歳以上の方が占めている状況となっております、今後もその割合は増えていくと推測しております。

続きまして、(2)施策の考え方です。

ここから8ページまで、第九期品川区介護保険事業計画の内容等を記載しております。

4ページをご覧ください。

下のほうの囲みの部分のところ、令和6年度から8年度の第九期計画において、「地域包括ケアの充実による地域共生社会の実現」を重点課題として掲げており、5ページに記載の8つのプロジェクトを推進してまいります。

それでは、9ページをお開きいただければと思います。

ここから地域福祉の推進、1、在宅高齢者の支援事業です。

在宅介護支援センターの実績を記載しており、10ページから12ページにわたりまして、直近3か年度の相談件数、ケアプランの作成件数を記載しております。

続きまして、18ページです。3、特別養護老人ホーム運営および施設支援事業です。

(1)特別養護老人ホーム入所調整についてですが、区では、区内の特養の申込みを区が一括して受付をし、入所の必要性和優先度合いを総合的に審査して入所の優先順位を決定する仕組みとしています。年に2回、9月と3月に開催しており、申込みや入所状況につきましては、下の表の記載のとおりです。

続きまして、21ページから29ページにわたりまして、4、介護職員確保・定着事業です。

区では、介護職員やケアマネジャーの不足が顕在化しており、今後もサービス受給量の増加が見込まれる中、介護福祉職員の確保は重要な課題となっております。これまでも介護福祉士実務者研修等の受講費助成など、福祉人材の確保と質の向上および定着支援を行うほか、24ページ、(2)品川介護福祉専門学校修学資金貸付事業や、28ページ、③ファミリーユ西品川活用による外国人等介護職員用住居確



保支援事業など、外国人職員の確保・定着について、経済面での負担軽減を図っております。

さらに、令和6年度の新規事業として、少しページが戻りますけれども、22ページの③の介護人材確保・定着支援事業のエ、特別養護老人ホーム・老人保健施設における介護職員確保支援は、紹介事業者を活用して介護職員を雇用した場合にかかる紹介料を助成するものです。

また、オの介護職員居住支援手当は、区内事業者において直接処遇にかかる介護職員に対し、月1万円の手当を支給します。

32ページをご覧ください。

そこから先は、介護保険の各サービスの実績を記載しております。

34ページ、令和6年3月31日現在の第1号被保険者数および介護保険料収納状況を記載しております。

最後になりますが、60ページをご覧ください。

在宅介護者の負担を軽減するため、令和5年度、昨年度から、ケアラー懇談会や、在宅介護者支援研修会を実施しております。

### ○榎村高齢者地域支援課長

それでは、私から、高齢者地域支援課の主な事務事業につきまして、ご説明させていただきます。

高齢者福祉課の次のページが高齢者地域支援課でございます。そちらの3ページをお開きください。

第1、認知症の人とともに生きる総合的な施策の推進でございます。

1番、認知症の人の支援とケアの充実についてでございますが、3ページから5ページにかけて記載がございます。

行方不明高齢者等の早期発見のしくみづくり・運用として、品川くすみ高齢者見守りアイテム、認知症理解の一層の促進として、認知症サポーター活動の充実、家族・本人への支援として、認知症カフェ運営支援事業のほか、今年度からの新規事業の認知症伴走型支援事業、医療と介護の連携として、認知症検診推進事業などの記載がございます。

ページをおめくりいただきまして、6ページは、3、認知症予防事業でございます。

(1)脳力アップ元気教室は、今年度から、eスポーツコースが新規事業として追加され、また、「レクリエーションコース」は「工作コース」に名称を変更いたしました。

続きまして、11ページをお開きください。

第2、高齢者の社会参加支援でございます。

1、高齢者活動支援事業についてでございますが、はじめてのスマホ体験教室・スマホよろず相談のほか、今年度からの新規事業、簡単！スマホでゲーム体験を記載しております。

次に、12ページ上段は、2、高齢者補聴器購入費助成事業でございます。

昨年度から開始した事業でございますが、今年度より対象者を拡大し、要件から所得制限を撤廃いたしました。

続きまして、少しページが飛びまして、18ページをお開きください。

第5、シルバーセンターの運営、次の19ページに、第6、高齢者多世代交流支援施設（ゆうゆうプラザ）の運営の記載がございます。

北品川シルバーセンターにつきましては、約2年間の改築工事の末、令和6年4月に北品川ゆうゆうプラザとして新たに開館いたしました。

次に、30ページをお開きください。

第9、介護予防・日常生活支援総合事業でございます。

1、介護予防・生活支援サービス事業でございます。

対象は、要支援者および総合事業対象者で、介護予防ケアマネジメントによりサービスを提供するものでございます。

続きまして、33ページをご覧ください。

2、一般介護予防事業でございます。

日常生活に必要な元気を向上させることを目的とした事業でございます。

#### ○豊嶋生活福祉課長

恐れ入りますが、生活福祉課、福祉部の一番最後の20ページ分が生活福祉課分となりますので、一番最後の20ページ分をご用意いただければと思います。その中の4ページから生活福祉課、ご説明させていただきたいと思います。

1番、生活保護の基本原則と書かれているものでございます。

生活保護でございますが、(1)から(4)に基本理念が書かれておりまして、こちらは、(1)国が、(2)無差別平等に、(3)最低生活を保障するというものでございます。そして(4)補足性の原則と書かれてございますが、これは2行目、自分の能力、それから資産、あらゆるものを活用して生活を立て直し、かつ、扶養義務者等の扶養、そして、その他の法律等々で実施している援護があれば生活保護に優先して行われるものということが生活保護法に書かれているものでございます。

5ページでございます。

保護の生活費の支給の表がございます。これは国が定めているものでございますが、最低生活費とご自身の収入を比べまして、足りない不足した分を生活保護費としてお支払いしているものでございます。ページをおめくりいただきまして、10ページまでお願いいたします。

では、現在の品川区の状況でございます。

保護世帯がどうなっているかと申しますと、品川区内の状況で申しますと、10ページの一番上の表の一番右側、「5」と書かれているものが令和5年度を表しておりますが、保護世帯は微減でございます。世帯数は微減でございます。

10ページの下に開始の原因の表が書かれております。主に病気であったり、預金の減少が主な原因となっております。

そして、11ページでございます。

廃止になる方も多数ございます。その多くの理由が、③番に書かれております「死亡」ということでございまして、品川区内の世帯比率を見ますと、同じく11ページの(4)番でございますが、高齢者の世帯が非常に多うございます。令和5年度、63.7%ということで、12ページをおめくりいただきますと、年代別のグラフがございます。このように区内は生活保護世帯、高齢化が進んでいるということが現状でございます。

ページをおめくりいただきまして、16ページでございます。

生活福祉課は、生活保護の受給者に対する支援とともに、生活困窮者に対する支援も行っております。

16ページの真ん中にありますとおり、平成27年より「品川区暮らし・しごと応援センター」を開いたしまして、生活困窮者の方へのサポートを行っております。就労支援であったり、家計改善支援、生活支援等々を行っております。

今年度より、フードパントリー事業、戸越公園のすぐそばに「まるまる荘」というところがござい  
ますが、そこで昨年度まで月2回行っておりましたフードパントリー事業を、今年度より月4回に拡大し  
て、現在、食料支援等々も行っているところでございます。

最後に、17ページでございます。

生活困窮者の支援の中身としまして、住居確保給付金というものが、コロナ禍において家賃の補助の  
給付金が行われておりましたが、コロナが明けたことによって、年々相談件数が激減しております。こ  
れに基づきまして、18ページ、現在の暮らし・しごと応援センターの相談件数も、ご覧の表のよう  
に件数が減ってきておりますが、中身がかなり多様化してございまして、1件についての相談時間が少し  
長くなってきているというのが現状でございます。

#### ○阿部健康推進部長

それでは、私から、健康推進部の事務事業の総括的な部分についてご説明を申し上げます。

お手元の冊子、健康推進部事務事業概要（保健衛生編）の1ページをご覧ください。

組織図がございまして。

健康推進部は、今年度、組織再編を行いまして、国保医療年金課以外の7つの課につきまして、健康  
推進部兼品川区保健所といたしました。また、新たに地域医療連携課を設置しました。

品川区保健所は、地域保健法に基づいて設置された地域住民の健康を支える公衆衛生の第一線機関で  
ございます。健康に関する組織を1つにまとめ、一貫性のある事業展開をさらに進めてまいります。

次に、3ページから8ページをご覧ください。

こちらには、各課が所掌する業務につきまして記載してございます。

健康推進部は、妊娠中から高齢者の方まで、全ての区民の皆様の健康を様々な面から守り支援してい  
くための事業を実施しているほか、感染症や災害医療対策等の健康危機管理を担当する部署としての機  
能を強化してございます。

それぞれの課の事務事業の内容につきましては、各課長よりご説明を申し上げます。

#### ○若生健康課長

では、私から、健康課所管の事務事業について、ここからは各課ごとで説明させていただきます。

1ページにお戻りいただければと思います。

健康課は、健康推進部長、健康推進部次長、健康課長を含め、4月1日現在、23名、5係で構成さ  
れており、部の庶務担当課として、取りまとめ、調整等を行っております。

次に、飛びますが、64ページをお開きください。

生活習慣病予防でございまして。

こちらは、区では、令和2年度に品川区がん対策推進計画を策定し、がん対策を総合的・計画的に進  
めておりまして、今年度、最終年度を迎えることから、次期計画の改定をしていく予定でございまして。

続きまして、65ページ、こちら以降は、生活習慣病予防対策の一環として各種健康診査を実施して  
おり、疾病の早期発見、早期治療の促進につながるよう努めております。

68ページをお開きください。

こちらからは、各種がん検診についてを記載しております。

区では、現在、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんの5つのがんを含む9種類のがん検診  
を実施しており、その他、がん相談助成事業では、がんの夜間相談窓口やアピアランスケア事業を実施  
しており、がん患者への相談支援の充実にも取り組んでおります。

次に、飛びますが、80ページをお開きください。

こちらから健康づくりでございます。

市町村健康増進計画であります「しながわ健康プラン21」に基づき、区民の健康寿命の延伸を図っています。こちらも、今年度、次期計画の改定作業を行ってまいります。

続きまして、92ページをお開きください。

母子保健につきましては、不妊治療費の助成について、今年度は保険診療による生殖補助医療費の自己負担分への助成を拡充するとともに、不妊・不育相談事業を開始する予定でございます。

このほか妊産婦の保健では、妊婦健康診査、妊婦・産婦の歯科健康診査などを実施しております。

かなりページが飛びまして、156ページをご覧ください。

17番、公害補償については、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、補償給付および公害保健福祉事業を実施しております。

続きまして、160ページ、こちらは大気汚染に係る健康障害者に対する医療費助成の申請の受付、こちらは東京都の事業ですが、こちらで行っております。

最後、162ページになります。

受動喫煙防止対策でございます。

区では、令和2年4月より全面施行となりました改正健康増進法および東京都の受動喫煙防止条例に基づきまして、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止する様々な取組を実施しており、このほか禁煙外来治療費助成により区民の禁煙促進も図っております。

#### ○遠藤健康推進部次長

それでは、私から、地域医療連携課の事務事業概要についてご説明させていただきます。

恐れ入ります、59ページをお願いいたします。

9番でございます。休日診療・小児（平日・土曜日）夜間診療になります。

こちらは、区では、休日等における区民の医療不安を解消するために診療体制の確保をしているものでございます。休日診療につきましては、内科、小児科、歯科、柔道整復師施術、それから調剤薬局という形で、それぞれ固定診療所あるいは輪番制で実施しているものでございます。

次に、小児の平日・土曜日、夜間診療でございます。こちらは、平日につきましては昭和大学病院で、それから土曜日につきましては、第1、第3、第4、第5土曜日は品川区医師会、第2、第4土曜日は昭和大学病院でそれぞれ実施させていただいているものでございます。

おめくりいただきまして、63ページでございます。

こちらは、10番で、かかりつけ医・歯科医・薬局制度促進でございます。

それぞれ医師会、歯科医師会、薬剤師会に委託しまして実施しているところでございまして、区民が身近な地域で適切な医療を受けられるよう、医療機関等の紹介窓口を設置するとともに、各種の相談を承っているというものでございます。

#### ○赤木生活衛生課長

引き続きまして、生活衛生課所管の事務事業についてご説明をいたしたいと思っております。

18ページをご覧ください。

まず、衛生統計および調査でございます。

これは、保健衛生行政の企画や指針の策定、行政効果の判定などに必要となる調査を実施しているものでございます。

(1) 番、人口動態調査は、出生、死亡、婚姻関係等の調査を行い、基礎的なデータとして課題の検討などに活用をしております。

各調査データにつきましては、18ページから22ページに記載がございますので、ご確認をお願いいたします。

次に、28ページをお開きください。

(2) 番、栄養士の活動でございます。

栄養士の活動は、区民の健康づくりのための栄養・食生活の改善、食品の栄養成分表示に係る業務などを行っております。

生活衛生課の業務でございますが、国民健康・栄養調査や特定給食施設、食品関連事業者等への指導、栄養・食生活改善の普及啓発などの事業を所管の保健センターと連携して実施しております。

次に、34ページをお開きください。

4、環境衛生でございます。

環境衛生は、地域の環境衛生水準の確保と向上、良好な生活環境の保持を目的とし、関係法令に基づき、環境衛生関係施設の許認可および衛生指導、飲料水に関する検査指導、ねずみやハチなどの衛生害虫の相談などを受け付けております。

環境衛生関係施設数や監視件数などにつきましては、34ページから39ページに記載がございますので、ご覧いただければと思います。

次に、40ページをお開きください。

5、医薬衛生でございます。

まず(1)番、医事衛生は、医療の安全と医療施設等の衛生水準の確保、区民への適正な医療等の提供を目的に、関係法令に基づき、主に医療施設等の申請、届出の受理、監視指導、医療広告に関する相談に加えて、一般の区民の方からの医療安全に関する相談を受け付けております。

医療関係施設数や監視件数などにつきましては、40ページから41ページに記載がございますので、ご確認をお願いします。

次に、42ページをお開きください。

(2)番、薬事衛生は、医薬品等の品質、有効性、安全性の確保、区民の健康の保持を目的に、関係法令に基づき、薬局等の開設許可や医薬品の管理に関する監視指導などを行っております。

薬事関係施設数や監視件数などにつきましては、43ページから44ページに記載がございますので、ご確認をお願いいたします。

次に、45ページをお開きください。

6番、食品衛生でございます。

食品は、人の生命維持や健康増進といった面で重要な役割を持つことから、飲食による被害の防止、健康の保護などを目的とした業務を行っており、関係法令に基づき、飲食店などの許可、監視指導、食中毒対応および食品衛生の普及啓発などを行っております。

食品衛生関係施設数や監視件数などにつきましては、49ページから53ページに記載しておりますので、ご確認をお願いします。

次に、54ページをお開きください。

7、獣医衛生でございます。

(1)番、狂犬病予防等では、関係法令に基づき、狂犬病の予防接種、畜犬の登録、動物愛護の普及啓

発などを行っております。

畜犬登録件数などの実績は、表の 7-1 に記載がございますので、ご確認をお願いいたします。

(2) 番、飼い猫もしくは飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等助成事業でございます。

こちらは、捨て猫の野良猫化などによる様々な苦情対応や糞尿などによる公衆衛生の確保を目的とし、主に飼い主のいない猫の繁殖を抑制するために、不妊・去勢手術費の一部助成を行っております。

また、飼い主のいない猫のモデル地区を設置いたしまして、各地区の取組に対しましても助成を行っております。

最後に、56 ページをお開きください。

検査業務でございます。

品川第一地域センタービル内の検査室で業務を行っております。検査室では様々な検査を行っており、検査を通して地域の保健衛生、環境の向上などを図るための科学的な根拠となるデータを提供しております。

各検査の実績につきましては、次の 57 ページ、58 ページに記載がございますので、ご確認をお願いいたします。

**○五十嵐保健予防課長** それでは、私から、保健予防課所管の事務事業についてご説明させていただきます。

113 ページをご覧ください。

113 ページ中ほどに、2) に、母子保健関係医療費助成の部分がございます。

次のページ、114 ページをお開きください。

こちらの⑥小児慢性特定疾病の医療費助成についてですが、児童相談所が区に移管されることに伴いまして、10月から東京都から区に移管されます。

また、3) の小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業では、在宅で日常生活を営むことに支障がある方に、たんを吸引する器械や人工肛門に使用するストーマといった日常生活用具を給付する事業を実施しております。

115 ページをご覧ください。

感染症予防です。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、通称「感染症法」に基づきまして感染症の対応を行っております。

医師の届出義務がある感染症の患者が発生すると、医師から発生届が提出されます。これを受けまして、コロナウイルス感染症のときに実施していたように、本人に連絡をとりまして、積極的疫学調査を行っております。感染拡大予防のため、就業制限や入院勧告等を行う場合もあります。

過去3年間の感染症の発生数につきましては、121 ページから123 ページに記載しておりますので、後ほどご確認ください。

下のほうにいきまして、(イ) の予防接種です。

予防接種法に基づき実施しております。予防接種は、個人の感染予防はもちろんですが、接種率が高いと、その感染症の蔓延が抑えられるため、集団予防にも寄与しており、感染症対策の重要な役割を果たしております。

予防接種には、予防接種法に基づいた定期接種と予防接種法に基づかない任意接種がありまして、定

期予防接種につきましては対象年齢が政令で規定されております。

定期接種のA類疾病は、接種の努力義務がありまして、接種の勧奨を行います。子どもの定期接種はA類疾病で、基本的には自己負担なしで実施しております。

定期接種のB類疾病は、接種に努力義務がなく、積極的な勧奨も行っておりません。高齢者のインフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチン、今後実施される予定の新型コロナウイルスワクチンがこちらのB類疾病に当たります。

区で実施している予防接種の実績は、124ページから128ページに記載してありますので、後ほどご覧ください。

116ページをご覧ください。

③エイズ予防、④性感染症予防です。

品川と荏原保健センターで、隔月交互に検査を実施しています。また、東京都が東京都HIV検査相談月間や東京都エイズ予防月間も決めておりまして、この時期に合わせて即日検査を実施しているところです。

エイズに対する正しい知識の普及、啓発を行っております。

また、ここ数年、梅毒の報告が増えております。特に20代の女性で急増しているところで、妊婦が感染すると、子どもが先天性梅毒になる危険がありますので、HIV検査と同時に梅毒の検査を実施し、啓発にも力を入れているところです。

129ページをご覧ください。

結核対策です。

感染症法では二類感染症に当たります。以前は結核予防法に基づき対応しておりましたが、平成19年に感染症法に統合されているものです。

以前に比ばまして患者数はかなり減ってきておりますが、令和5年でも品川区内で34名の患者が発生しております。治療として複数の薬を最低でも6か月飲む必要がありますので、服薬支援や医療費の公費負担などを行っているところです。

また、感染拡大防止のため、感染させる可能性のある期間に患者と接触した方の検診等を行っております。

131ページに年齢別の新規登録患者数を掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

飛びまして、152ページをご覧ください。

自殺予防対策事業です。

平成18年に自殺対策基本法が制定され、個人の問題として認識されていた自殺が広く社会の問題と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が行われるようになりました。平成28年に自殺対策基本法が改正され、各基礎自治体も自殺対策基本計画をつくることとなりまして、令和2年に品川区も自殺対策計画をつくりました。この計画に基づきまして、現在、自殺対策を行っているところです。

個別の対応などは保健センターで実施しており、保健予防課はホームページや啓発物の作成配布といった予防啓発などを行っております。

また、2) ネットワークづくりとしまして、自殺対策連携協議会を行っております。今年度は、自殺対策計画の中間見直しを行いますので、協議会で意見をいただき計画に反映させていただきます。

3) インターネットゲートキーパー事業です。

こちらは、検索サイトで自殺に関するワードを検索した際に、ポップアップ広告で相談を促しまして、

相談に結び付けられるようにしているものです。

ほか、悩みのある方に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守ることができる人材を養成するため、ゲートキーパー養成事業なども行っております。

## ○石橋品川保健センター所長

私からは、保健センターにおける保健師等の活動と事業について説明させていただきます。

1 ページ、組織図をご覧ください。

保健センターは、品川、大井、荏原の3保健センターで、住所を単位にそれぞれの管轄区域を持っております。管轄区域の詳細は、11 ページ、保健所、保健センターの概要に記載しております。管轄区域は分かれています。相互に連携を図りながら事業を進めております。

次に、2 ページの職種別職員配置状況をご覧ください。

保健センターは、表のとおり、一般事務のほか、専門職が複数配置となっております。

次に、24 ページ、3、保健衛生の相談・指導をご覧ください。

(1) 保健師の活動です。

こちらの4行目に記載がありますように、保健師は、妊娠期、乳児から高齢者まで、あらゆる世代を対象に記載の事業に日々取り組んでおります。

また、それぞれの保健師が担当する地区を個別に持ちまして、家庭訪問、面接や電話などによる相談、必要に応じて関係機関と連携しながら様々な支援を行っております。

次に、26 ページと27 ページをご覧ください。

こちらの表とグラフは、令和5年度の保健師の個別援助活動状況をまとめたものになります。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の対応が落ち着いたため、感染症、エイズの部分が大幅減少しております。

個別活動件数では、精神保健分野の活動が最も多く、次いで、乳幼児、妊産婦といった母子保健分野での個別支援が多い状況となっております。

次に、大分飛んでいただきまして、98 ページをご覧ください。

5) 出産・子育て支援になります。

こちらは、しながわネウボラネットワークの一環として、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援を行っております。

① 妊娠期からの相談事業ですが、従来からの妊婦全員を対象とした妊娠初期における助産師や保健師の専門職の面接と、令和5年9月から開始しました妊娠8か月頃の面談を実施することで、妊娠期の様々な相談に応じております。

また、同ページの産後ケアです。

助産師による産後の心身ケアや、専門的な育児サポートを提供することで、子育ての不安を解消し、安心して子育ていただくことを目的に、②から⑤に記載の各種産後ケア事業を実施しております。令和6年4月からは、利用要件の緩和、利用回数の増改、自己負担額の軽減などを図り、より利用しやすく大幅に拡充いたしました。

続いて、100 ページの0歳児見守り・子育てサポート事業「見守りおむつ定期便」です。

本事業は、昨年11月から開始し、0歳を養育する全てのご家庭を対象に、月1回、1歳になる月まで支援員がご家庭を訪問し、子育ての不安や心配などをお伺いし、見守りを行う事業です。開始してから約半年経過しましたが、利用者の方からは、「行政とつながっている安心感がある」、「家族以外と



話すことが気分転換になる」と好評のお声をいただいております。

最後になりますが、146ページをご覧ください。

精神保健福祉分野では、記載のとおり、区民の心の健康づくりのため、様々な事業を実施しております。

また、今年度より、ウェルビーイングの考え方を背景に、こころのセルフケア講習会を開催いたします。

#### ○池田国保医療年金課長

私からは、国保医療年金課についてのご説明をさせていただきます。

事業概要の（社会保険編）をご覧ください。

国保医療年金課では、国民健康保険事業、国民年金事業、後期高齢者医療制度事業の9つの係で行っているところがございます。

こちらの3ページをお開きください。

国民健康保険事業でございます。

国民健康保険は、被用者を対象としました健康保険や後期高齢者医療制度に加入されていない方を対象にした保険制度でございます。

4ページから10ページをお開きください。

こちらが保険給付についてのご説明となっております。

被保険者の方が、けがや病気になった際に、保険者として療養の給付、療養費、高額療養費、そして出産育児一時金、葬祭費などの支給を行っているところがございます。

恐れ入ります、10ページをご覧ください。

こちらの中段でございますけれども、(4)の保険料でございます。

国民健康保険料としまして、医療給付費分保険料と、後期高齢者支援金分保険料、介護納付金分保険料を合算した金額を納付いただいているところがございます。

保険料は、所得に応じて負担する所得割と、被保険者が均等に負担する均等割で構成されておりました、それぞれに賦課限度額と保険料率等がございます。こちらについては下のほうに3)番の保険料率のとおりになっているところがございます。

また、ページをめくりますと、6)から8)にありますように、低所得者の世帯や未就学児がいる世帯に対する減額賦課や、災害時で生活に困窮した方に対する保険料の納付が困難になった方に対する減額・免除も行っているところがございます。

恐れ入ります、15ページをご覧ください。

こちらは、(8)として、国保基本健診と国保の保健指導でございます。

国保基本健診につきましては、40歳以上の方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定検診を実施するものがございます。

国保保健指導は、健診結果から生活習慣病の有病者予備軍と判定された方に、生活習慣病予防や生活習慣病改善に向けた支援を行っているところがございます。

恐れ入ります、20ページをご覧ください。

こちらが国民年金事業でございます。

国民年金は、主といたしまして、自営業を対象として発足したものでございまして、現在、財政や管理運営は国が担いまして、業務運営につきましては日本年金機構が行っております。

区では、第1号被保険者の加入や年金受給申請などの届の受付、保険料の免除や学生納付特例の申請受付なども行っているところでございます。

恐れ入ります、飛ばさせていただきます。39ページをご覧ください。

こちらが後期高齢者の医療制度でございます。

こちらの制度につきましては、高齢者の医療費を中心に国民の医療費が増大していく中で、高齢者世代と現役世代の負担を明確にしまして、公平で分かりやすく医療保険制度を安定的に運営していくことを目的に、平成20年4月に創設されたものでございます。

4月1日時点の被保険者は4万4,902人でございますけれども、今年、12月1日には被保険者証が廃止ということになりますけれども、7月に、有効期限を来年の7月31日までとして最後の保険証の更新を行うことになってございます。

高齢者医療の給付につきましては、国民健康保険の給付と同じように、療養の給付、療養費などございます。ただ、ご本人の負担につきましては、1割、2割、3割の負担となっているところでございます。

45ページでございます。

これは保険料でございます。

こちらは、1)番のように、保険料の基本的な枠組みですけれども、医療費の本人負担分を除く部分の5割を国や市区町村が負担いたしまして、残りの4割をその他医療保険制度からの支援金、そして残りの1割部分を保険加入者からの保険料でまかなうという形になっているところでございます。

こちらも国民健康保険と同様に、所得に応じて負担する所得割と被保険者が均等に負担する均等割で構成されているところでございます。

最後に、47ページでございます。

こちら(5)の保健事業でございます。

生活習慣病の早期発見と介護予防を目的とする健康診査と、それから、76歳から80歳の方を対象に歯科健診を行っているところでございます。

また、49ページにあります高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施という事業を昨年度より始めたところでございまして、ハイリスクアプローチには2人、ポピュレーションアプローチには10団体以上の方が参加していただいたところでございます。

#### ○松永委員長

説明が終わりました。

これより説明に対する質疑に入りますが、先ほども申し上げましたように、具体的な質疑は、今後取り上げていく個々の案件の中で行っていきたいと思いますので、その点を踏まえて、特にご確認したいことがありましたら、ご発言願います。

#### ○鈴木委員

ご説明ありがとうございました。

まず、人員体制のところは何いたいのですが、福祉部の事務事業概要の2ページのところで、去年の説明のときには、会計年度任用職員の人数が記載されていなかったのです。私は、去年の事務事業概要の説明のときに、かなり会計年度任用職員の方で事業が回っているというふうなところもたくさんある中で、こここの体制は、ぜひ記したものをお願いしたいということで去年お願いしていたところ、今回、こういう形で会計年度任用職員の数を出していただきました。

障害者支援課で12人、それから高齢者福祉課で32人、生活福祉課で31人ということで、多くの会計年度任用職員が配置されているなどというふうに思いました。

このところで、特に多い障害者支援課と高齢者福祉課と生活福祉課のところでいいのですけれども、どのような資格の方が、どのようなところに配置をされているのか、その点を伺いたと思います。

それから、体制のところでは、もう1つの健康推進部のほうで、保健師の数が、23区の平均からも、人口対比で少ないというところをずっと、これを増やすことが必要なのではないかとということで議会の中で何回も取り上げてきたところなのですけれども、この保健師の数が、昨年度は、トータルで全ての健康課から国保医療年金課まで合わせて、昨年のところでは48名だったのが、今年度は49名ということで、1名しか増えていないということで、荏原保健センターに至っては、昨年13人だったのが12人ということで、逆に減ってしまっているという状況なのですけれども、私は、もっと増やして充実させることが必要なのではないかと思うのですけれども、保健師に対しての増員は、現場の状況からは、どういう形で人事課のほうにもいかれていて、これを増やすという方向で、私は増員の計画を立てて行うことが必要ではないかと思うのですけれども、そういう点については、どう考えられているのか、人員体制のことで2点伺えたらと思います。

#### ○松山障害者支援課長

まず私から、障害者支援課の会計年度任用職員について、ご説明申し上げます。

資格としては、ほとんどの方が社会福祉士の資格をお持ちです。主に認定調査に従事をしていただいております。

#### ○菅野高齢者福祉課長

高齢者福祉課の会計年度任用職員につきましては、先ほどの障害者支援課と同じように、まずは、主にほとんどが認定の調査員として働いていただいている方が、この32人中、大体二十五、六人というところになっております。それ以外は、ケースワークというところで、支援第1、第2のところに入らせていただいて、困難家庭を支援させていただいたりとかしております。

資格としては、社会福祉士の資格を持っている方が多いと認識しております。

#### ○豊嶋生活福祉課長

生活福祉課も同様に社会福祉士の方が31名の中の大多数を占めております。

主な業務ですが、ほとんどが相談、それから、暮らし・しごと応援センターの相談支援を行っているものでございます。

資格等は少し置いておきますが、警察のOBの方であったりとか、ハローワークのOBの方も中にはいらっしゃるというところでございます。

#### ○若生健康課長

保健師の人員についてですが、こちらは現場の各保健センターですとか、保健予防課ですとか、保健師が配置されている職場のほうから、要望というか、そういった状況を把握しまして、人事課のほうには、毎年度、要望というか、要求は出していただいています。

一方、採用も人事課のほうで毎年度強化をしていただいているところでして、一定数、採用活動を図っているところなのですが、やはり年々、普通退職というところも出てきてというところがございます。大幅な数字上の増員は、この表上では見えてこないというところがございますが、今年度増員した部分について、特に、健康推進部以外のところで、子ども未来部のほうで児童相談所の要員ですとかにも充てられているというところがございますので、全体としては、保健師の採用は増やしてきている

というところでございます。

#### ○鈴木委員

会計年度任用職員は、どこでも社会福祉士の資格の方が多くを占めるという状況で、やはり会計年度任用職員の方は専門職の方が多いと思うのです。特に福祉分野のところでは専門職の方が多いと思うのですけれども、でも、会計年度任用職員は1年ごとの雇用契約ということで、本当に身分は不安定ですし、処遇も職員と比較しても改善が本当に必要だということでも社会問題にもなっていますので、今日は事務事業概要の説明なので、この場で議論はしませんけれども、ぜひとも現場からも、もっとしっかりした身分の保障だったりとか、処遇の改善というふうなところでは意見も述べていただきたいと思いますということで要望させていただきたいと思います。

それから、保健師なのですが、多分トータルで、人口対比でいうと、23区平均で10名とか11名とか足りないということがずっと続いていると思うのです。これはやはり現場のところでも労働条件が厳しくて辞めてしまうというふうなところにもつながっています。いろいろところで、介護でもそうですし、医療の現場でもそうですし、厳しい条件の中で働き続けることができなくて、そして、そのような厳しい状況の中で、希望者もだんだん減ってくるという悪循環になっていると思うのです。それなので、この点については、人材確保をどうしていくかというふうなところは、看護協会とかでもガイドラインみたいなものを出していたりしまして、戦略を持ってやっていくということが必要なのではないかということも出したりしていますので、そういうものも含めて、保健師は23区でも最低レベルという、それを改善をさせて、現場でも、本当に生きがいを持って働けるような、そういう体制をつくるという方向で、ぜひとも計画も立てていただいて進めていただきたいと思いますということも要望をさせていただきたいと思います。

それから、健康推進部のところでは、地域医療連携課が今年度から新たにできた課ですよ。それで、今ご説明いただいたところだと、休日診療とか、かかりつけ医というふうなところだけの説明だったのですけれども、これをあえて新しい課にして新たにやっていくことだったりとか、強化するものだったりとか、そういうことで新たに地域医療連携課をつくった理由を教えてくださいと思います。

それから、昨年度は、すごく計画がたくさん、大きな計画が目白押しの年だったと思うのです、介護保険事業計画から障害児者の福祉計画から、それから地域福祉計画など、本当に大きな計画の策定が集中した年でしたけれども、今年度は、そういう計画の見直し、先ほど、健康プランの計画は、ちょうど策定の年だというふうなことで伺ったのですけれども、それ以外のところでは、今年度の取組の中での特徴的なものが、計画の見直しなども含めてあるのであれば、その点についても伺いたいと思います。

#### ○遠藤健康推進部次長

地域医療連携課、今年度からという形になりますので、係といたしましては、地域・災害医療連携担当と、それから保健調整担当と2課でやらせていただいている形になっております。

今回、事務事業概要ということで、令和5年度の実績ということで、今まで健康課でやっておりました、いわゆる休日診療と、かかりつけ、こちらを業務を移管するという形で持ってきたということです。

そのほかになのですが、災害時医療だとか、健康危機管理の場合のバックアップだとか、そういう部分を私どものほうでやらせていただくのですが、事業としては載っていないという形がありますので、どちらかという、事務分掌の中で書いてあるものが、私どものほうで連携という形でいろいろと、3医師会なり、あるいは病院なりというところでの調整に入るという部分が一番大きなところがございます。

### ○五十嵐保健予防課長

先ほどもご説明させていただきましたが、今年度、自殺対策計画の中間見直しを行う予定になっておりますので、そちらを実施させていただきます。

### ○若生健康課長

健康プラン21のほかに、がん対策推進計画も今年度改定をさせていただきます。

### ○東野福祉計画課長

福祉部は、昨年度、3計画改定しましたので、大きな改定をするような計画はございません。

### ○鈴木委員

ありがとうございました。あとは、福祉部の21ページですけれども、介護職の人材確保・定着支援事業は本当に大事なことで、すごく各議員からも、いつもいつも出されている問題だと思うのですけれども、それで、23ページのオのところ、この介護職員の居住支援手当というところで、今年度から新規事業で、事業者からは本当に熱い期待がされているものです。

国は訪問介護の報酬を引き下げるといふ、とんでもない報酬の引下げをする中で、画期的な施策だということで、私たちも評価をしているところです。

4億4,640万円の予算が組まれているわけですけれども、これがいつから実施されるのか、あと、対象がどこまでなのかとかという詳しい中身については、厚生委員会にぜひとも報告していただきたいと思うのですけれども、いつ頃、報告をしていただけるものなのか、その点についても伺えたらと思います。

### ○菅野高齢者福祉課長

品川区の介護職員居住支援手当についてのご質問です。

区内事業所においての直接処遇に係る介護職員に対して、月1万円の居住支援手当を支給するというところで計画をさせていただいております。

同じような感じで、東京都も、今、居住支援特別手当を6月の半ばぐらいから受付が開始するというところで、その事業スキームがいろいろと出てきまして、事業者のほうからの問合せを受けているというような情報も入ってきております。

区は、もちろんそれとは別に、独自にこの手当は支給させていただくのですけれども、事業者、現場が混乱しないように、東京都のスキームも見ながら、うちのスキームを最終的には構築しようというふうに見ておりましたので、東京都のほうが出たというところで、それを踏まえて、今、最終段階で、どの辺りまで対象にするかとか、限られた予算の中ですけれども、その辺の事業スキームを考えているところですので、できるだけ、東京都も4月に遡るといふふうにしておりますので、一刻も早く事業者のほうにはお知らせさせていただかなくてはいけないということは認識しているところですので、早く中身を固めて、お知らせさせていただくようにしたいと思っております。

### ○鈴木委員

おおよそ、例えば7月からとか、8月からとか、そういうことは、なかなかまだ分からないということでしょうか。そういうものが固まった時点では、ぜひとも厚生委員会に、こういうふうな中身でやりますよということをご報告をいただきたいと思うのですけれども、そのところの確認もさせていただいたらと思います。

あともう1つ、続けて伺います。

### ○松永委員長

鈴木委員、そろそろまとめていただけますか。

#### ○鈴木委員

では、取りあえず、一旦あれして、また続けてやりますので、取りあえず、では、今のだけ答えていただいたら。

#### ○菅野高齢者福祉課長

いつ頃という具体的な日付は、できるだけ早くというところで、一定程度の報告は厚生委員会にさせていただきたいと思っております。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○やなぎさわ委員

よろしくお祈いします。まず、確認なのですけれども、福祉部のほうの事務事業概要の超短時間雇用促進事業に関してですけれども、これ、社会福祉法人げんきの企画で、「みつけ」という事業が始まっていると思うのですが、これは森澤区長も非常に力を入れておられて、品川区から超短時間雇用を全国に広めるという意気込みで、私も非常に期待をしているところがございますけれども、現状の実績というか、もしお分かりになれば、教えていただければと思います。

#### ○松山障害者支援課長

超短時間雇用についての実績でございますけれども、昨年度、モデル実施をいたしまして、区内の事業所としては2件成立して、今現在、おっしゃられたように、就労支援センターに超短時間総合窓口という、「みつけ」という愛称をつけまして、そちらのほうにお申込みいただくというようなスキームをつくっているところでございます。

今年度につきましては、まだスタートしたばかりですので、ご利用者向けにご案内をしたり、あとは企業向けに、今、開拓をしているところでございます。

#### ○やなぎさわ委員

例えば、登録者数がもし分かれば。

#### ○松山障害者支援課長

登録者数ですが、最近始まったところですので、20名弱の利用者の方が登録されているというふうに就労支援センターのほうから報告は受けております。

#### ○やなぎさわ委員

ありがとうございます。別件になりまして、これも福祉部のほうなのですけれども、在宅介護支援事業のところのケアラー懇談会、60ページのところで、ケアラー懇談会実施ですけれども、ケアラー懇談会、実績で8回、昨年度開催されていると思うのですけれども、開催が基本的に平日の日中の対面というふうに記憶しているのですけれども、その辺の8回の内訳というか、もし分かれば教えていただきたい。

#### ○菅野高齢者福祉課長

ケアラー懇談会につきましては、昨年度から始めさせていただいています。以前は在宅介護者のつどいと言って、100人とか、150人規模で、もっとたくさんの人を集めた、そこで会食をしたりとか、労うとか、そういった会合だったのですけれども、コロナでその辺が難しかったというところで、コロナ明けは、今、例えば、大井林町倶楽部とか、小山倶楽部とか、そういう小規模多機能のところの1室を借りまして、そこで、普通に広報紙でお知らせはさせていただいているので、募集をかけて来ていた

だくというところで開催をさせていただいております。

私が記憶するところでは、土曜日にも開催をしたりなど工夫はさせていただいております。ただ、2回か3回、私も顔を出したことはあるのですが、例えば、デイサービスにお母様が行っている間にケアラー懇談会に来るとか、そういうようなことが多かったりとか、見受けられますので、やはり平日の昼間のほうが集まりやすいのかなという印象は受けてはおります。その辺のところも、まだ始めて試行的なところというか、まだまだ参加者をもっと増やしていきたいなというところもありますので、いろいろな方の声を聞きながら、日程のところは調整していきたいと思っています。

#### ○やなぎさわ委員

要望みたいになってしまうのですが、やはり平日の昼間が中心で、土曜日も行われているということですが、参加できる方が限定されてしまうかもしれないので、例えば、Z o o mとか、そういうものも少し検討されてみてはいかがかと。やはり同じ悩みを持つ人同士で連携していろいろお話しするということが心の支えになったりすることがベースにあると思いますし、そのような中で、私も参加がしづらいよねという話を聞いたことがありまして、非常にいい取組だと思いますので、いろいろな開催の日にちとか時間とか、もしくは対面、Z o o mとか、いろいろ振り分けてというか、いろいろな方が参加していただけたらと思いますので、もし何かあれば。

#### ○菅野高齢者福祉課長

ケアラー懇談会に対してのいろいろなご意見、ありがとうございます。私が参加したときには、お茶を飲みながら、少しのんびりした雰囲気の中で、お互いにここでのことは口外しないというところで、初めて集まった同士なのに、かなり心を開いた感じでいろいろと、個人情報ですが、お互いに話していたというような雰囲気がありました。

Z o o mとか、そういったオンラインですることによって、その辺りのところがうまくできるかなというところも検証しつつ考えていきたいと思っています。

#### ○やなぎさわ委員

また別なのですが、健康推進部の保健衛生編のところなのですが、先ほど、ご説明の中で、感染症のところで梅毒が急増しているというようなこととお話がありましたけれども、梅毒が増えているということで、いろいろ報道もされていて、いろいろな理由が巷では言われているのですが、品川区として、もし何か原因を、受け止めというか、あるようでしたら伺いたいのではと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○五十嵐保健予防課長

品川区としてどうこうというものがあるわけではないのですが、最近やはり若い方の感染が増えている印象がございます。またあと、どちらかというと、結構高齢の方の発生届も上がってきているような状況ですので、何が原因かというのは難しい部分もあるのかなと思うのですが、やはり今、知識があまりない方も多いため、なるべく普及啓発をさせていただいてと思っているところですが、発生届自身が、住所とかが記載されるものではないので、区民かどうかというところはなかなか難しい部分もございますが、東京都全体として、やはり若い方が増えてきているという傾向がございますので、なるべく普及啓発をさせていただいて、感染しない方法を皆さんが学習していただければなと思っています。

#### ○やなぎさわ委員

分かりました。もし原因というか、分かると、手を打ちやすいのかなと思ったので、確認させていた

いただきました。今後とも普及活動をよろしくお願いいたします。

今度は社会保険編のほうなのですけれども、国保の未納に関して、督促等に関してなのですけれども、前年度の厚生委員会でもいろいろお話があって、督促状が赤い封筒で送られてきたりするのが非常に怖いというようなお話があったりしたと思うのですが、その後、そういったところの変化とかということ、検討されたり実施されたのかという確認だけお願いいたします。

#### ○池田国保医療年金課長

督促状については普通の封筒で送っておりますので、赤い封筒ではないのですけれども、催告書という形で、割とかわいい赤い封筒で送らせていただいているところがございます。実際には、一応、警告の意味もございますけれども、実は、見ていただきたいという意味合いがございますので、赤なり、黄色の封筒になるときもございますということで、これについてはやらせていただいているところでございます。

#### ○やなぎさわ委員

では、基本的には封筒のデザインは変わっていないということによろしいでしょうか。

#### ○池田国保医療年金課長

封筒デザインは変更は特にありません。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等ございましたら、ご発言願います。

#### ○鈴木委員

高齢者地域支援課の42ページのところで、フレイル予防の講座が、令和5年度は33回ということで、今どんどん増えてきているというふうなことが記載されています。これはこれで私は評価できることだなというふうに思っているのですけれども、でも、そういう講座は、様々、フレイルだけでなく、意識啓発の講座の仕組みが必要ではないかなというふうに思っています。地域包括支援センターがあるところでは、地域包括支援センターが、こういう講座を行っていると思うのですけれども、品川区は地域包括センターがないので、なかなかそういう講座で意識啓発というふうなところが行き届く体制が必要なのではないかというふうに思っているのですけれども、例えば、熱中症のことも、私は意識啓発が必要なのではないかと思っているのですが、高齢者福祉課の16ページのところに熱中症の取組が書かれているのですけれども、これ、家庭訪問による予防の普及啓発とかということでは書かれているのですけれども、高齢者にしっかりと熱中症がどういうものなのかということを知識として持ってもらうことが予防にすぐつながるのではないかと思うのですけれども、そういう熱中症のことも含めて、様々、高齢者だったりとか、地域の意識啓発というところでの体制、仕組みが必要ではないかというふうに思いますけれども、その点について、1つ伺いたいと思います。

それからもう1つ、マイナ保険証が12月2日から保険証廃止というふうなところで実施されていくと思うのですけれども、品川区の国保でのマイナ保険証、利用登録をされた方は何%ぐらいいるのか。それから、実際の利用率が、国全体で4月のマイナ保険証の利用率が6.56%ということが発表されていると思うのですけれども、実際、品川区では利用率が何%ぐらいなのかということが分かったら、教えていただきたいと思います。

#### ○樫村高齢者地域支援課長

私から、ご指摘いただきましたフレイル予防等の実施計画のところについての仕組みのご質問に対して回答させていただきます。



意識啓発が非常に重要ということは、区としても認識してございまして、こういった啓発をするために、各種、シルバー成年式だったり、いろいろな事業を高齢者地域支援課では通年やっておりますので、そういったときに併せて対象者の方に広くチラシ等、それから職員のほうで補足させていただきながら、分かりやすく説明させていただいているところがございます。

#### ○菅野高齢者福祉課長

高齢者の熱中症等の予防対策事業についてのご質問についてお答えさせていただきます。

広く高齢者の方に普及という部分につきましては、ホームページや、あとは広報紙というところで掲載させていただいて、広くお知らせさせていただくほか、やはり民生委員とか、あとは在宅介護支援センターのケアマネジャーのほうにお願いしまして、個別に、本当に気をつけなければいけない方たちについては、戸別訪問等をしていただきまして声をかけていただくなど、お願いをしているところです。

また、避暑シェルター等も、今もう既に前倒しで設置させていただいておりますので、そういったところにお立ち寄りいただくときに、職員のほうで見守っていただくとか、そういったことも考えておりますので、広く熱中症予防対策をこの夏も実施していきたいと思っております。

#### ○池田国保医療年金課長

品川区の国保のマイナンバーの登録状況でございますけれども、国保の4月10日現在の登録状況につきましては、47.46%の方がマイナンバーカードでの保険の登録はしている。

ただ、利用率についてでございますけれども、こちらは少し古くなってしまいますけれども、令和6年1月の診療での利用率では、国保につきましては5.63%ということになっているところがございます。

#### ○鈴木委員

マイナンバーの利用登録をされた方が5割にも至っていないくて、実際の利用率は5.63%というのは、この中で廃止していくのは本当に無理があるのではないかなというふうに思うのですが、マイナンバーカードをつくっていない人や、マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない人には資格確認書を出していくことになると思うのですが、現在の国保は、来年の9月30日まで使えるという国保になっていますよね。それまではその保険証が使えるのか、それとも12月2日から資格確認書ということになっていくのか、そこのところの仕組みも教えていただきたいと思っております。資格確認書を区のほうでマイナンバーカードをつくっていない人、それから、利用登録をしていない人に出していくことになると思うのですが、それは、いつ頃、区としては行うことになっていくのか、それについても伺いたいと思っております。

#### ○池田国保医療年金課長

現在の国民健康保険の有効期限が来年の9月30日までということになってございます。マイナ保険証につきましては、施行後1年間は保険証が有効ということになっておりますので、今お持ちの方につきましては、来年の9月30日まで有効という形になります。

ただ、先ほどお話を少しさせていただきましたけれども、後期高齢者医療制度につきましては、今年の7月末で1回切れることになりまして、そこから2年間ですと、施行後1年以上経過してしまうことがございまして、後期高齢者医療制度につきましては、今年8月に講じる形になりますけれども、来年の7月31日まで有効の保険証を発行させていただく形になります。

また、資格書について、いつから発行するかというところがございますけれども、これは実際に12月2日にもう保険証はございませんので、12月2日に新規で加入された方には資格書の発行という形

になってまいります。

ですので、今年度は、資格書と保険証が混在するような形になるところでございます。

#### ○鈴木委員

ということは、後期高齢のほうは来年の7月末までは使えるということで、その前に資格確認書が発行されて送られてくる、来年の9月末までの国保のほうは、使えなくなる前に資格確認書が送られてくるという、そういう仕組みで送られてくるということで確認させていただいていいでしょうか。

それから、医療機関にも義務づけられて、マイナ保険証の読み取り機を設置せずに、これを機会に廃業する医療機関が幾つも出てきているというふうなことも伺っているのですけれども、そこら辺のところは区として把握されているのか。把握されていたら、どれぐらい廃業する医療機関があるのか、分かったら教えていただきたいと思います。

少し医療のインフラが縮小することにもなってくるのかなと思っているのですけれども、区の受け止めはどういうふう考えられているのかも伺えたらと思います。

それから、様々ニュースなどでも、マイナ保険証の強制、マイナ保険証を持っている人を先にやるとか、いろいろトラブルになっているということがニュースでも取り上げられておりますけれども、そういうところのトラブルなども、区の中で実態が把握されていたらお聞かせいただけたらと思います。

#### ○池田国保医療年金課長

まず、保険証の部分で、資格確認書と資格の内容のものということで2つできると思うのですけれども、資格確認書がマイナ保険証を登録されていない方に対してお出しするもので、マイナ保険証を登録されている方については、資格の内容の情報を通知するという情報通知が発行される形になりますので、資格書を被保険者の方全員に出すかどうかというところについて、まだはっきりと方針が出ていませんので、そこら辺については、資格書を全部出すのか、もしくはマイナ保険証の登録をされていない方に職権で全員の方に出すのかというところは、今後、決まっていくところになってくるかなというふうに思っております。

あと、国民健康保険の中では、特にお医者様とか患者、被保険者の方が先に順番が、そういった話については、そういったご意見は、こちらのほうにはまだ届いていないというような状況になっています。

#### ○赤木生活衛生課長

先ほどのマイナンバー保険証、マイナ保険証の導入に当たって、診療所であったりとか、その辺りの部分で、廃業であったりとかという関係性というご質問があったかと思うのですけれども、生活衛生課として、診療所であったりとか、その辺りの許認可であったりとか、監視の業務をさせていただいておりますけれども、日常の監視業務の中で、そういったお声は、今のところ、現場サイドとして何か上がっているという実績としては把握はしておりません。

#### ○鈴木委員

実際、知り合いの方がかかっているところが、もうこれを機会に辞めるのだという話を伺ったりしてしまして、そういうものもぼつぼつ出てきているよねという、そういう話が出てきていますので、ぜひそこはつかんでいただきたいのと、本当に、実際に1月の段階で5.63%しか使われていなくて、登録者も47.46%しかしていないということそのものが、やはりこのマイナ保険証を、強制して強行するということには本当に無理があると思いますし、私は今からでもマイナ保険証をやめていただきたいということで申し上げておきたいと思います。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございますか。

#### ○ひがし委員

健康推進部の事務事業概要の59ページのところなのですが、いろいろと気になる事業もあるので、今日は概要ということなので、1点だけ、どうしても気になるので確認させてください。

図のところの令和5年度内科小児科休日診療状況のところを見てみると、施設数が、昼間のところ、222で変わっていないのに対して、患者数がすごく増えていて、令和4年が2,811人だったところが、令和5年度は4,655人、1.65倍で、休日準夜のところについては、施設は10個増えているのですが、患者の総数は2.6倍というふうにすごく数が増えていて、ここの原因と、あとは、地域医療連携というところで、今までどのようなことを行っていたのか。また、今後、課ができたことについて、どういうことを行っていく予定なのかがあれば、教えていただければと思います。

#### ○若生健康課長

令和5年度の実績の部分ですので、健康課のほうでやっていたのでお答えさせていただきますが、令和4年度から令和5年度で患者数が増えているというところについて、令和5年度はコロナが5類に移行しまして、その辺りから、医師会の休日診療所のところで、いわゆる患者の受診の制限をかなり緩和をしてきていて、予約制は今でもそうなのですが、感染対策ということで、かなり人数も制限をかけた上で予約をとっていたというところを、かなり緩和してきたというところで、これがかなり増えている理由になっている部分で、実際のところは、普通に患者が激増したとか、そういうことではないというところは認識しております。

#### ○ひがし委員

お答えが足りなかったかなと。地域連携の部分で、今までどのようなことを行っていたのかというところ……。病院とか、休日診療のところで、医師会とかと協力してやっていると思うのですが、そういう会議体があるのかとか、あとは、小児のところという、現場から、例えば患者がいっぱい来るけれども診切れなみたいな声とかはないのかというふうに思うのですが、今までそういうお声とかはあったのか、そういう情報共有はどのようにされているのか教えていただければと思います。

#### ○遠藤健康推進部次長

例えば、小児の救急などですと、昭和大学が中心にやられていますので、定期的に打合せというか、お話しする機会がありますので、そういうところでいろいろな情報を言っていたりという形はあるのですが、特段、どちらかという、診療の数が減っているという状況だったので、今みたくないいっぱい来てしようがないというようなことは、今のところ、聞いていないところです。

#### ○ひがし委員

少しお話をさせていただいたときに、小児の患者が結構集中的に来てしまって、成人の方が診切れなかったりとか、ほかへ回したりというお声を現場から少し聞いたりしていて、できれば、やっている昭和大学だけではなくて、医師会の方々、荏原とか品川区医師会とかも一緒に連携しながら会議体みたいな形で相談ができるといいなという声も聞いたりしていたので、これから、せっかく地域医療連携課がどんどん進めていくと思うので、そういうところも考えていただければなというふうに思います。

今、何か考えていることがあれば教えていただきたいのですが、

#### ○遠藤健康推進部次長

それはこれまでもやっているのですが、そういうお声が出ていたというところなのですが、今回、私ど

もの課ができましたので、そういう意味では、もっと定例的にきちんとやっっていこうというような形で、今、調整させていただいて、年に数回という形になりますけれども、いろいろなところでやっていきたいというふうに考えております。

#### ○ひがし委員

ありがとうございます。ぜひ進めていただければと思います。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○筒井委員

私からは、健康課では、健康づくり、高齢者の健康づくりということも含めてやられていると思うのですが、高齢者地域支援課がやられている高齢者の健康づくりがあるのですが、これはどういったすみ分けで事業を決めているのかなと思ひまして、健康課の健康づくりのほうが、昔から、どちらかという、全世代型で、高齢者地域支援課のほうが高齢者に特化したものとか、介護保険に絡むものなのかなと思ひているのですが、その辺り、どういふふうにするか、すみ分けをされているのかなと思ひまして、その辺りをお聞きしたいと思ひます。

#### ○若生健康課長

委員のご指摘のとおり、健康課でやっている健康づくり事業は、まさに全世代型で、基本的には、お子さんから高齢者まで幅広く事業をやっております、そもそも健康プラン21の計画に基づいてやっております、その中で様々なライフコースに合わせて取組を進めていくという中で、例えば高齢者の健康づくりを進めるというところに関しては、やはり高齢者地域支援課のほうで行っている介護予防ですとか、高齢者の生きがいづくり、健康づくりというところでは、一部かぶるところはございます。

実際に、予算的には介護保険の事業で予算を確保している、例えば、ふれあい健康塾ですとか、出会いの湯ですとか、そういった事業については、こちらに執行委任をいただいて、地域の健康づくり団体と健康課が連携して事業を実施しているということもございますけれども、基本的に健康課では、健康に重きを置いてというところで、介護予防も含めてというところで、幅広く取組を進めているところでございます。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

ほかにご発言がないようですので、以上で事務事業概要を終了いたします。

---

### 3 その他

#### ○松永委員長

最後に、予定表3のその他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

ないようですので、正副委員長より2点ご案内を申し上げます。

まずは、所管事務調査についてです。

5月27日の委員長会および正副委員長会において、議長より、これまでと同様に所管事務調査に積極的に取り組んでほしい旨の発言がありました。

当委員会といたしましても、委員会の活性化の観点から、積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

つきましては、年間を通して協議したい課題や調査事項等につきまして、委員の皆様からご発言をいただき、委員会日程等を考慮しながら、できる限り調査していきたいと考えております。

ご参考までに、過去の調査項目について、委員の皆様には事前にお配りしました。

それでは、所管事務調査について、何かこの場でご意見等がございましたら、ご発言願います。

何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○松永委員長

ありがとうございます。

ほかに調査したいテーマがございましたら、6月17日月曜日までに、事務局へご提出いただきたいと思います。

日程的なこともございますので、提出されましたそれぞれのテーマにつきましては、資料等の準備などを含め、調査可能かどうか、理事者と協議させていただきまして、次回の委員会で正副委員長案をご提示し、改めて所管事務調査の調査項目として決定していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

次に、行政視察についてです。

今年度の行政視察の調査事項、視察先、日程等につきまして検討していきたいと考えております。

参考資料につきましても、過去の視察先と調査項目についてまとめたものを事前にお配りしております。

本日のところは持ち帰りとしませんが、あらかじめ、先ほどの所管事務調査についてと同様に、行政視察において調査したい項目や行き先等につきましてご意見等がありましたら、ご発言願います。

いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○松永委員長

それでは、行政視察の調査事項や行き先等につきましても、それぞれ6月17日月曜日までに、事務局へご提出いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

以上で、その他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

○午後2時41分閉会